

あなたの連絡が、このような虐待から子どもを救います。

児童虐待とは 保護者とその監護する児童について、次の行為をすることをいいます。

1 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、
又は生じるおそれのある暴行を加えること

- 殴る、蹴る、首を絞める。
- 激しく揺さぶる。
- 熱湯をかける、溺れさせる。
- タバコの火を押しつける。
- 逆さ吊りにする、投げ落とす。
… など



3 怠慢・拒否(ネグレクト)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、
又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

- 衣服や室内を長期間不衛生なままにする。
- 適切な食事を与えない。
- 乳幼児を家に残したまま長時間外出する。
- 乳幼児を車中に放置したままにする。
- 児童に登校する意思があってもさせない。
… など



2 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、
又は児童をしてわいせつな行為をさせること

- 児童への淫行。
- 性的行為の強要。
- 性器や性交を見せる。
- 児童ポルノの被写体にする。
… など



4 心理的虐待

児童に対する著しい暴言や拒絶的な対応、児童の
目前での配偶者に対する暴力など児童に著しい心理的
外傷を与える言動を行うこと

- 他の兄弟姉妹との著しく差別した扱い。
- 無視したり拒否的な態度を示す。
- 児童の前で家族などに暴力を繰り返す。
- 言葉による脅かし。
… など



近所の子どもや保護者に、こんな様子はありませんか？

児童虐待 発見のポイント!!



子どもの様子

- 子どもの泣き声や、助けを求める声が頻繁に聞こえる。
- 身体に不自然な傷(切り傷・打撲・火傷など)が多い。
- 保護者と視線を合わさない。異常に怖がる。顔色をうかがう。
- 身体や衣類が汚れていたり、季節にそぐわない服装をしている。
- 学校給食などをむさぼるように食べたり、異常な食欲がある。
- 小学校、幼稚園、保育所の欠席が多い。
- 夜遅くまで遊んでいたりと、家出をするなど家に帰りたがらない。

保護者の様子

- 配偶者からの暴力(配偶者に対する暴力)がある。
- 子どもが泣いてもあやさない。
- 乳幼児を置き去りにして長時間外出する。
- 子どもが病気やケガをしても、病院に連れて行かずに放置している。
- 兄弟姉妹に対しての差別的言動や、特定の子どもの拒否する言動が見られる。
- 「死にたい」「殺したい」「子どもと一緒に心中したい」などと言う。

生活環境の様子

- 昼夜を問わず保護者の怒鳴り声が聞こえる。
- 子どもがケガをする不自然な事故が繰り返し起きている。
- ゴミが散乱していたり異臭がするなど、家庭内が著しく不衛生である。
- 長期間、理由不明の不在が続いている。

迷わず
通告

児童虐待の疑いを感じたら、迷わず通告してください。

児童虐待の疑いを感じたらすぐ電話

「児童相談所全国共通ダイヤル」

◎24時間対応(匿名でOK!)
◎お近くの児童相談所に電話をおつなぎします。

TEL 0570-064-000

※一部地域では使えないことがあります。
※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

警察庁から委託された民間団体

「匿名通報ダイヤル」でも

児童虐待事案の情報を受け付けています。

◎月曜日～金曜日/午前9:30～午後6:15

TEL 0120-924-839

24時間オンライン受付

<http://www.tokumei24.jp>

匿名通報

検索

緊急の場合は、
最寄りの警察署
または
110番

子ども・保護者・生活環境の様子から、虐待の疑いを感じたら